



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第768号 令和6年11月29日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 6 5	軽油引取税の特約業者の指定を取り消した件	税務課
5 6 6	徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更を許可した件	市町村課
5 6 7	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課 まちづくり室

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0 0	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
1 0 1	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 0	徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定	
1 1	徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
1 2	採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第五百六十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定に基づき、徳島県東部県税局長が、令和六年十月一日、次の者に係る軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和六年十一月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地
まるや石油株式会社	小松島市小松島町字房浜一。五番地の一

徳島県告示第五百六十六号

徳島県後期高齢者医療広域連合から申請のあった徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日許可した。

令和六年十一月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

徳島県告示第五百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年十一月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画地区計画 中島汐口地区計画

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
立 憲 民 主 党		庄 野 昌 彦		氏名	
徳島県総支部連合会		氏名		会計責任者の氏名	
加 村 祐 志		新		異 動 の 内 容	
増 田 秀 司		旧			
令和六年十一月六日		異動年月日			

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
おさだよしなり後援会	長 田 善 成	主たる事務所の 所在地	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
			徳島市川内町鶴島二七八・一 サントノーレ吉野川一。四号	徳島市幸町三・四八 賀川ビル一。一	
		令和六年 十一月八日			

徳島県選挙管理委員会告示第百一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年十一月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
長 田 善 成	おさだよしなり後援会	主たる事務所の所在地	徳島市川内町鶴島一七八・一サントノーレ吉野川一〇〇四号	徳島市幸町三・四八賀川ビル一〇一	令和六年十一月八日

。公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四―一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人四国の右下観光局」を削り、「一般社団法人とくしま伝統産業振興協会」を「一般社団法人とくしま伝統産業振興協会
一般社団法人みなみ阿波観光局」に、「公益社団法人徳島県物産協会」を「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県人事委員会告示第十号
職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。
令和六年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県職員（民間企業等職務経験者） 採用候補者名簿	令和六年十一月二十一日	徳島県職員採用試験（民間企業等職務経験者） ○ 第一次試験 令和六年九月二十九日 ○ 第二次試験 令和六年十一月二日、四日及び十日 徳島県職員採用試験（就職氷河期世代） ○ 第一次試験 令和六年九月二十九日 ○ 第二次試験 令和六年十一月十日	採用候補者以下七試験区分 四十七名 行政事務 十名

徳島県人事委員会告示第十一号
職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を確定したので、同条第三項の規定により公示する。
令和六年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称及び施行年月日	採用候補者名簿に記載されている採用候補者数
徳島県警察官採用候補者名簿	令和六年十一月二十一日	警察官B（男性）採用共同試験 （徳島県志望者） ○ 第一次試験 令和六年十月二十日 ○ 第二次試験 令和六年十一月十一日、十四日及び十五日	三十名
		徳島県警察官B（女性）採用試験 ○ 第一次試験 令和六年十月二十日 ○ 第二次試験 令和六年十一月十一日及び十五日	二十四名

徳島県人事委員会告示第十二号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第四十六条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和六年十一月二十一日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和六年十一月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者名簿	令和五年十一月二十日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和五年十一月二十日